

第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

1 大気環境の保全

【P. 119～127, P. 151～153(データ集)、P. 163(環境基準)】

【基本方針】

きれいな大気は、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。大気環境に与える影響は、自動車交通によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷低減の取組を進めます。

(1) 大気汚染の防止

ア 自動車排気ガスの削減

(7) 低公害車の普及促進

低公害車の普及は、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を抑制し、良好な生活環境を維持するうえで重要です。

市域内においては、ハイブリッド車、天然ガス自動車等の低公害車の普及が進んでおり、天然ガス自動車に燃料を供給する天然ガスエコステーションについても、平成22年度(2010年度)末現在、市内及び近郊(海田町)に7か所設置されています。

本市においては、平成5年度(1993年度)に電気自動車を公害パトロール車として導入し、平成8年度(1996年度)からは、市内の都市ガスの天然ガスへの転換開始に伴い、区役所業務やごみ収集業務等に天然ガス自動車を導入しています。

平成18年度(2006年度)からは、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などを排出しない水素自動車を導入し、イベントや学校、地域、職場等の環境学習で紹介し、地球温暖化防止や新エネルギーの普及啓発に取り組んでいます。

また、企業等で低公害車の導入を促進するため、平成8年度(1996年度)から、環境保全資金融資制度の対象に「低公害車の購入」を加えています。

・特別融資(環境保全融資)

→第2章第5節3(4)イ 事業者への支援(113 ページ)

表 26 市域内の低公害車の登録台数

年 度	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
電 気 自 動 車	2台	1台	1台	1台	24台
天然ガス自動車	320台	331台	354台	354台	393台
ハイブリッド車	2,831台	3,642台	4,694台	8,518台	12,625台
低燃費かつ低排出ガス車	169,217台	194,073台	213,977台	229,599台	240,689台
計	172,370台	198,047台	219,026台	238,472台	253,731台

(注) 1 軽自動車を除いた台数です。

2 各年度末の台数です。

表 27 本市公用車への低公害車導入状況

(平成22年度(2010年度)末現在)

種 別	台 数	車 種
電 気 自 動 車	2 台	軽乗用車
天然ガス(CNG)自動車	3 1 台	軽貨物車・小型貨物車・ごみ収集車
ハイブリッド車	1 台	普通乗用車
水 素 自 動 車	1 台	普通乗用車
低燃費かつ低排出ガス認定車	5 0 7 台	
低排出ガス認定車(ディーゼル)	8 5 台	
計	6 2 7 台	

(イ) アイドリングストップ運動の推進

自動車の駐停車中の不必要なアイドリングの自粛は、大気汚染や地球温暖化の防止のために簡単に行うことができます。

本市では、平成8年度(1996年度)から啓発用ステッカーの配布や懸垂幕を掲示し、ドライバー等にアイドリングストップを呼びかけています。

また、平成11年(1999年)4月から施行した広島市環境の保全及び創造に関する基本条例においても、自動車の停止時の原動機の停止について規定を設けています。

(ウ) 低公害車の導入促進

天然ガス(CNG)車やハイブリッド車などの環境に配慮した低公害車の導入を促進しています。

低公害バスの導入促進のため、乗合バス事業者に対して、国と協調して購入費用の一部を補助する制度を設けており、平成22年度(2010年度)は、5台の導入を支援しました。

また、低公害トラックの普及を促進するため、市内に営業所等を持つ運送事業者を対象として、事業用のCNG(天然ガス)トラックと優良ハイブリッドトラックの導入に対して助成する制度を設けており、平成22年度(2010年度)は18台に対して助成を行いました。

低公害車のバスやトラックの導入をさらに促進するため、運送事業者、関係団体及び関係行政機関の構成による広島市次世代自動車普及促進協議会を設けて、バスまつりやトラックまつりにおいてパネル展などの普及啓発を行うとともに、次世代自動車普及セミナーを開催しました。

(エ) ディーゼル車から排出される汚染物質の排出量の削減

ディーゼル車から排出される汚染物質については、自動車排出ガス規制として昭和49年度(1974年度)から窒素酸化物の排出規制が始まり、数次にわたり規制強化が行われています。

国の動向を踏まえつつ、政令市等と連携しながら、その対応有効な方策について検討を行います。

イ 交通対策の推進

- ・環境への負荷の少ない交通体系の構築

→第2章第4節1 地球温暖化対策の推進(97 ページ)

ウ 工場・事業場対策の推進

(7) 立入検査等の実施

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化学物質(VOC)排出施設などの届出が義務付けられています。

平成23年(2011年)3月末における、本市への届出施設数は、ばい煙発生施設が、449工場・事業場、1,024施設(このうちボイラーが734施設で全体の72%を占めています。)、VOC排出施設が、7工場・事業場、20施設、一般粉じん発生施設は、58工場・事業場、245施設となっています。

また、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づいて届出されたばい煙関係特定施設は、43工場・事業場、246施設、粉じん関係特定施設は、101工場・事業場、334施設となっています。

本市では、大防法・県条例に基づき、これらの工場・事業場に対して排出基準や施設の構造・使用基準等の遵守状況などを把握するため、立入検査を実施しています。

平成22年度(2010年度)の立入検査件数は、延べ74工場・事業場、233施設で、調査の結果、改善勧告や改善命令を要する違反等はなく、大防法や県条例の遵守状況は良好です。

表 28 立入検査等の実施状況

(平成22年度(2010年度))

根拠法令		大気汚染防止法				県生活環境保全条例		計
		ばい煙発生施設	VOC排出施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設	ばい煙関係特定施設	粉じん関係特定施設	
一般立入	延べ工場・事業場数	37	10	10	0	4	13	74
	延べ施設数	80	44	69	0	15	25	233
重油中 硫黄分 測定	サンプリング数	13	—	—	—	0	—	13
	延べ工場・事業場数	13	—	—	—	0	—	13
	延べ施設数	37	—	—	—	0	—	37
事案処理 立入	事案件数	9	0	0	0	0	0	9
	延べ工場・事業場数	22	0	0	0	0	0	22
	延べ施設数	50	0	0	0	0	0	50
行政指導		0	0	0	0	0	0	0
改善命令		0	0	0	0	0	0	0

<p>【ばい煙発生施設とは】</p> <p>工場や事業場に設置され、大気汚染の原因となるばい煙(すす状の物質)を排出する一定規模以上の施設です。</p>	<p>【揮発性有機化学物質(VOC)とは】</p> <p>常温常圧で空气中に容易に揮発する化学物質の総称で、主に人工合成されたもの。溶剤や塗料から排出されるものが多い。</p>	<p>【一般粉じん・特定粉じんとは】</p> <p>一般粉じんは、空气中を浮遊する埃や塵状の物質です。 特定粉じんは、空气中を浮遊するアスベスト繊維です。</p>
---	---	--

(イ) 季節燃料規制

本市では、市内中心部を対象に冬期のビル暖房等に起因する硫黄酸化物の発生を減らすため、ばい煙発生施設に対して使用する燃料の規制を行っています。

燃料規制区域では、燃料使用量の多い12月から3月までの間、硫黄含有率が1.0%以下の重油その他の石油系燃料の使用を義務付けており、その確認のためばい煙発生施設での使用燃料の抜き取り調査を行っています。

(ウ) 土地利用対策の推進等

都市計画の見直しなどにより、操業環境の確保、住環境の保全などを考慮して、工場などの適切な立地を誘導します。

また、緑化協定などにより工場周辺の緑化を推進しています。

エ アスベスト対策の推進

(7) 特定粉じん排出等作業の規制及び指導

建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業の工事現場に立ち入り、作業場の隔離、集じん・排気装置の使用等作業基準の遵守を指導しています。

平成22年度(2010年度)は、特定粉じん排出等作業の届出があった90件全ての作業に対して立入検査(延べ211箇所)を行うとともに、うち7件(延べ26箇所)では作業中における大気中のアスベスト濃度の測定を行うなど安全を確認しています。

(イ) 民間建築物のアスベスト対策

吹付けアスベストがある民間建築物の対策を促進するため、建築物所有者等が実施する分析調査や除去工事等の経費に対する補助を行っています。

(ウ) 市有建築物のアスベスト対策

市有建築物の吹付けアスベストについては、平成17年度(2005年度)及び平成18年度(2006年度)にすべての施設を調査しましたが、平成20年度(2008年度)には、国内での使用はないとされていたトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの3種類のアスベストが国内建築物の吹付け材から検出されたことに伴う再調査を実施しました。この結果、29施設から吹付けアスベストの使用が判明しました。

これまでの3回の調査の結果、114施設でアスベストの使用が判明しており、利用する市民の健康被害を未然に防止するため、順次除去等の対策を実施しています。

表 29 市有建築物のアスベスト除去状況

(平成22年度(2010年度)末現在)

区 分	平成21年度 (2009年度) までに除去	平成22年度 (2010年度)	除 去 予 定			合 計
			平成23年度 (2011年度)	大規模改修時	解体時	
施設数	99施設	2施設	2施設	2施設	9施設	114施設

※ 使用中の施設については、点検及び室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認しています。解体時に除去予定の9施設は全て閉鎖しており、使用していません。

オ 監視体制の充実

本市では、大気汚染の状況を把握するため、7箇所の一般環境大気測定局と4箇所の自動車排出ガス測定局を設置し、常時監視を行っています。

さらに、常設の大気測定局では把握できない地域汚染調査、内陸部の大規模開発の影響調査及び自動車排出ガス調査などのため、大気測定車による測定を実施しています。

平成22年度(2010年度)は、14地点(一般環境調査11地点、自動車排出ガス調査3地点)で、延べ349日大気測定車による測定を実施しました。

(2) 悪臭の防止

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える感覚公害の代表的なもので、地域のさまざまな環境条件や生活様式、健康状態などにより、感じ方が人によって微妙に異なり、客観的な評価は困難です。

本市では、悪臭防止法の施行時から、物質濃度規制により工場、事業場からの悪臭を規制していましたが、この方法では、いろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質の臭いについては対応が困難でした。また、住宅地の郊外への拡大により、規制地域としていた市街化区域以外でも、悪臭苦情の発生が増加してきました。

このため、平成14年度(2002年度)に、広島市環境審議会に対して「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方」について諮問し、その答申を受けて平成16年1月に規制方式を臭気指数による方式へ変更するとともに規制地域を市内全域に拡大しました。

平成22年度(2010年度)は、悪臭防止法に基づき、延べ130工場・事業場の立入検査と延べ10工場・事業場の臭気指数の測定を行い、その結果に基づく指導を行いました。

(3) 光害(ひかりがい)等への対応

光害は、人により感じ方が微妙に異なるため客観的な評価が難しく、規制基準もありません。このため、環境省が策定した光害対策ガイドラインの利用などにより、良好な照明環境の実現に努めています。

【光害とは】

人工光(照明)の光量や光の向きや色彩により、人にいらだち感、不快感、注意の散漫あるいは視認性低下など引き起こしたり、生き物の生態に悪影響を及ぼすような状況をいいます。

(4) 緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき一般市民への周知等の措置を講じ、健康被害の未然防止に努めています。

発令の対象となる汚染物質は、二酸化硫黄、オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質が定められていますが、平成22年度(2010年度)までオキシダントを除き、緊急時の発令は行われていません。

また、健康被害については、平成22年度(2010年度)の届出はありません。

平成22年度(2010年度)のオキシダント発令状況は、注意報が広島地区で2回、可部地区で3回、海田地区では発令されていません。

表 30 広島市域の緊急時の発令地区

地区	情報等発令区域
広島地区	中区、東区、南区、西区、安佐南区、佐伯区及び安佐北区の旧高陽町
可部地区	安佐北区(旧高陽町を除く。)
海田地区	安芸区

2 水環境、土壌環境の保全、地盤沈下の防止 【P. 128～140, P. 154～156(データ集)、P. 164～171, P. 175(環境基準)】

【基本方針】

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。水質に与える影響は、生活排水によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷を低減させる取組を進めます。

また、市民が生活するための基盤である土壌・地盤の状態を良好に保つための取組を進めます。

(1) 水質汚濁の防止

ア 生活排水対策の推進

(7) 公共下水道の整備

下水道は、生活環境の向上を図るだけでなく、河川・海域等の公共用水域の水質保全、雨水による浸水被害の防除など多くの役割を担っており、市民生活に欠くことのできない基幹的施設です。

本市の公共下水道は、市街化区域内については市の中心部・西部・北部を単独公共下水道、東部を広島県が設置・管理する流域下水道に接続する流域関連公共下水道、市街化区域外については特定環境保全公共下水道としており、早期の完了に向け整備を推進しています。

また、既存の合流式下水道の改善や、高度処理の導入についても推進しています。

(4) 農業集落排水処理施設の整備

本市では、公共用水域の水質を保全するとともに、農産物への被害を防止し良好な農業生産環境の確保と生活環境の改善を図るため、農村部におけるし尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を推進しています。

表 31 農業集落排水事業実績

年 度	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
供用開始処理区数	10 処理区	11 処理区	11 処理区	11 処理区	12 処理区	12 処理区
処理区域内人口	10,700 人	11,300 人	12,000 人	12,200 人	12,500 人	10,800 人

資料：広島市経済局農林水産部、下水道局計画調整課

(注) 計画対象地区は、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区内の農業振興地域です。

(ウ) 浄化槽の設置の促進

家庭用の浄化槽は、生活環境の向上や生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止に有効な手段であることから、その普及を図るため、平成20年度(2008年度)から、住宅等の所有者の申請に基づき、本市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業を実施しています。

表 32 市営浄化槽事業実績

年 度	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)
新設	23 基	39 基	33 基
帰属	11 基	72 基	51 基
計	34 基	111 基	84 基

資料：広島市下水道局施設部管路課

(I) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の適正な維持管理のために、未管理浄化槽の管理者に対して計画的に立入指導を行い、指導に応じない場合には、文書による改善勧告を実施しました。

また、法定検査において、浄化槽の維持管理が不適正であると判定された管理者に対して文書による改善指導を実施し、提出された報告書や立入調査により、改善状況の確認や指導を行いました。

イ 工場・事業場対策の推進

(7) 水濁法に基づく届出等

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に基づいて届出された特定事業場は、平成22年度(2010年度)末で 49 業種 1,002 事業場で、自動式車両洗浄施設を有する事業場が 237 事業場で最も多く、次いで洗たく業の事業場が 212 事業場、さらにし尿処理施設を有する事業場(501人槽以上、みなし特定事業場201人～500人槽を含む)が76事業場で、以上 3 業種で全届出事業場の52%を占めています。

また、広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」といいます）に基づく特定事業場は、3 業種、70事業場が届出されています。

平成22年度(2010年度)は、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の維持管理状況などを把握するために延べ151件の立入検査と83件の事業場排水の水質検査を実施し、このうち基準違反が判明した7件については、必要な改善勧告を行いました。

(4) 瀬戸内海環境保全特別措置法による審査

水濁法で規定されている特定事業場のうち、日最大排出水量が50m³以上の事業場(下水道終末処理施設等を除く。)の設置と変更には、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸法」という。)に基づき、本市の許可が必要です。

許可に際しては、瀬戸内海水域の水質に過大な影響を生じさせないように、環境に与える影響を予測・評価した内容を示す書類を縦覧し、他県等への意見照会を行った後、必要に応じて計画の変更を求めます。

平成22年度(2010年度)における瀬戸法に基づく許可件数は、設置 2 件、変更 4 件で、年度末の許可事業場の数は 43 事業場となっています。

(5) 水濁法に基づくCOD、窒素及びりん含有量の総量規制

広島県が定めた総量削減計画に基づき、日平均排出水量が50m³以上の特定事業場から、

定期的に排出水の汚濁負荷量の計測結果を求めるとともに、特定事業場の立入時に汚濁負荷量の排出状況の調査を行っています。

(イ) 富栄養化対策

瀬戸内海の富栄養化による生活環境に係る被害を防止するために、水濁法に基づき、平成22年度(2010年度)は、延べ65事業場の窒素、磷の排出状況を調査し、削減指導を行っています。

ウ ゴルフ場農薬対策の推進

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、広島市ゴルフ場指導要綱及び、広島県の農薬安全使用対策実施要綱に基づき、事業者等に農薬使用計画書、使用実績報告書及び排出水の農薬濃度等に関する自主検査結果の提出を求めるとともに、ゴルフ場の排出水の水質検査を実施しています。

平成22年度(2010年度)は、市内8ゴルフ場の排出水等について、暫定指導指針値の定められている農薬のうち42項目の検査を実施した結果、全ての項目で指針値を下回っていました。

エ 水質浄化の推進

河川等の水質浄化に取り組んでいます。

- ・河川・海底清掃、港湾等の清掃

→第2章第3節2(2) 「きれいなひろしま・まちづくり推進」の展開(90ページ)

オ 監視体制の充実等

(7) 監視体制の充実

河川や海域などの公共用水域の水質保全を推進するため、庁内に「広島市水質保全会議」を設置し、水質汚濁事故の発生時には、広島市危機管理計画に基づく「河川等の汚染(水質事故)対応マニュアル」により、関係部局が連携して対応しています。

平成22年度(2010年度)に発生した水質事故は115件で、そのうち油流出事故が約34%(39件)を占めています。

また、有害化学物質等による地下水汚染問題に対応するため、庁内に「広島市地下水汚染問題連絡会議」を設置し、「広島市地下水汚染対策実施基本方針」を策定して汚染の未然防止対策、環境監視、汚染井戸判明後の飲用指導等の対策を実施しています。

表 33 水質汚染事故の内訳

内 訳	油	泡・白濁水	赤水等	工場排水等	その他	合計
件 数	39件	30件	12件	11件	23件	115件

(イ) 水質汚濁事故に対応する体制の維持充実

公共用水域における水質汚濁の未然防止や、事故などによる水質汚濁への迅速かつ的確な対応措置等を実施するため、水質パトロールを民間に協力依頼する仕組みとして、昭和46年度(1971年度)に水質監視員制度を設けています。

平成22年度(2010年度)末現在、25人の水質監視員が活動しています。

[水質監視員の業務内容]

- ・水質汚濁による事故発生時の市への通報及び汚濁状況の記録
- ・市内水域への汚濁物質の放流及び投棄の監視
- ・水質汚濁に関わる試料等の採取及び保存
- ・その他水質汚濁の防止について参考となる事項の報告 等

カ 広域的な取組の推進

(7) 太田川流域振興交流会議

太田川流域の 7 市町(平成23年(2011年)3 月末現在)で「太田川流域振興交流会議」を構成し、連携して太田川の水質環境保全に関する啓発活動などを実施しています。

- ・太田川流域振興交流会議

→第2章第1節2(1) 自然とのふれあいの推進(48 ページ)

(イ) 瀬戸内海環境保全知事市長会議

瀬戸内海に関係する 13 府県・7 政令指定都市・13 中核市(平成23年(2011年)3 月末現在)で「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」を構成し、瀬戸内海の環境保全を図るための施策等についての協議を行い、広域的な相互協力のもと、国に対する要望等の活動に取り組んでいます。

(2) 土壌環境の保全

ア リスク管理の推進

土壌汚染対策を推進するためには、土壌汚染対策法(以下「土対法」という。)が適用される工場、事業場における有害物質の取り扱い状況等に関するデータを的確に収集、管理し、必要に応じて利害関係者に情報を提供する必要があります。

本市では、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、下水道法に基づく届出情報等を収集、整理し、土対法が適用される工場、事業場リストを調製し公表しています。

イ 工場・事業場への指導

本市では、土対法が適用される工場、事業場に立入り、有害物質の管理状況を調査し適正管理を指導するとともに、廃止時に必要となる土壌汚染状況調査の実施等の手続きなどの周知を図っています。

土対法第3条第1項には、水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合には、土地所有者等がその敷地内の土壌汚染の状況を調査し、その結果を市町村へ報告することが定められています。平成22年度(2010年度)は、この規定による報告はありませんが、土対法第3条第1項ただし書きの規定により、8 事業場の土壌汚染状況調査の実施及び報告を猶予しています。

また、平成22年(2010年)4月1日に土対法が改正されました。改正土対法第4条第1項では、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨から、一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質変更を行う場合には、届出することが定められています。平成22年度(2010年度)は26件の届出を受理し、そのうち、土壌汚染のおそれがあると判断し、土対法第4条第2項に基づく調査命令を発出したのは、1件でした。

また、改正土対法第14条では、自主的に法に準じた調査を行なった結果、土壌汚染が

判明した場合に、自ら要措置区域等に指定することを申請できると規定されています。平成22年度(2010年度)は1件の申請を受けました。

これらの土対法に基づく調査結果が法に定める基準に適合しない場合には、その区域を土壌が汚染されている区域として指定しますが、平成22年度(2010年度)末現在、本市の市域内には土対法に基づく要措置区域はなく、形質変更時要届出区域は2か所が指定されています。

(3) 地盤沈下の防止

地盤沈下は、雨水や河川水等の地下浸透により涵養されている地下水が涵養に見合う量以上に汲みあげられることにより、地下水位が低下して粘土層の間隙水が帯水層に排出されて、粘土層が収縮して発生します。

本市では、地盤沈下の未然防止を図るため、国、広島県など関係機関と連携を図っています。

なお、本市の市街地では昭和30年頃から沈下が認められましたが、最近では停滞しています。

(4) 水の適正な循環の確保

ア 雨水の地下浸透の促進

歩道の排水を迅速に行うことにより利便・快適性を向上させるとともに、雨水を速やかに地下に浸透させることで地下水のかん養を図ることを目的に、平成7年(1995年)9月から、市街化区域内の歩道の透水性舗装を行っています。

イ 水資源の有効利用

水資源の有効利用を図るため、下水処理水を水資源再生センター内での設備機器の冷却水等に再利用しており、平成22年度(2010年度)の利用実績は下水処理水の約10%となっています。

また、平成21年3月に完成したマツダスタジアムにおいて、雨水をグラウンド散水やトイレ用水として再利用しています。

ウ 広域的な取組の推進

太田川水系の本市を含む14市町が一体となって水源地域における森林整備を行う水源の森造成事業への参画や、広島県と下流域の水道事業者で構成する「太田川流域水源涵養推進協議会」への参画などにより、森林の水源かん養機能の保全・増進に取り組んでいます。

・水源かん養機能の保全・増進

→第2章第1節(3) 緑の保全(39ページ)

3 騒音・振動の防止【P. 141～146, P. 156～158(データ集)、P. 172, P. 173, P. 176(環境基準)】

【基本方針】

騒音・振動の発生源は、交通機関が主なものですが、工場・事業場、建設作業、更には、日常生活に起因する近隣騒音など多様であり、各々必要に応じた取組を進めます。

(1) 自動車騒音・振動対策の推進

自動車騒音・振動対策は、自動車本体の低騒音化、交通規制、道路構造改良、公共交通機関の利用促進、流通対策など総合的な交通対策により推進していく必要があります。

本市では、道路整備や交差点改良等を進めるにあたり、必要に応じて沿道環境対策を実施しています。

また、関係機関にも道路騒音等の低減について働きかけを行っています。

(2) 鉄道騒音・振動対策の推進

鉄道による騒音・振動については鉄道管理者が、防音壁の設置や家屋の防音・防振工事を実施しています。

本市では測定結果に基づき、必要に応じて防音・防振工事等の要望を鉄道管理者に対し行っています。

(3) 航空機騒音対策の推進

現行の広島西飛行場周辺の住宅や学校等の航空機騒音防止工事については、ほぼ完了していますが、航空機騒音の実態を把握するため、航空機騒音調査は行っています。

なお、現在、広島西飛行場は、ヘリポート化に向けた手続きを広島県が進めており、平成24年秋には、広島西飛行場を廃止し、ヘリポートとして供用開始する予定です。

ヘリポート化後の周辺の住宅や学校等の航空機騒音防止対策については、ヘリポートの設置管理者である広島県と協議を行います。

(4) 工場・事業場対策の推進

本市では、騒音規制法、振動規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場等に立ち入り、騒音・振動発生源に対する防音・防振措置、作業方法の改善等について指導を行っています。

また、特定工場・事業場以外の事業場についても、公害苦情があったものについて立入検査を行っています。

なお、公害苦情が発生した事業場に対しては、法律や県条例による規制を受けない事業場を含め、生活環境を保全するため改善に向けた指導を行っています。

さらに、都市計画の見直しなどにより、操業環境の確保、住環境の保全などを考慮して、工場などの適切な立地を誘導します。

表 34 立入検査等の状況

(平成22年度(2010年度))

区 分	騒 音		振 動
	騒音規制法	県 条 例	振 動 規 制 法
特定事業場数	1,846 事業所	1,865 事業所	807 事業所
延べ立入件数	93 事業所	26 事業所	81 事業所
その他の事業場	27 事業所		0 事業所

(5) 建設作業対策の推進

本市では、公害苦情のあったものを中心に建設現場への立入検査を実施し、防音・防振方法、作業方法、作業時間の変更等の指導を行っています。

平成22年度(2010年度)の、特定建設作業現場への立入検査延べ件数は、騒音関係が30件、振動関係が5件でした。また、特定建設作業以外の建設作業現場への立入検査は延べ35件でした。

なお、工事関係者に対し、工事に伴う騒音や振動に関する規制や対策についての講習を必要に応じ実施しています。

(6) その他の騒音対策

カラオケなどの音響機器に代表される深夜営業騒音や移動販売・営業宣伝に使われる拡声放送音などについては、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づき規制するとともに、啓発用のパンフレットを配布して、音響機器の取扱いについて注意を呼びかけるなど、指導に努めています。

法律や県条例による規制を受けないボイラー、クーラー音等市民の日常生活から発生する騒音等についても、発生者の協力を得ながら改善に努めています。

(7) 監視体制の充実

自動車、鉄道、航空機から発生する騒音については、現況を把握する必要があるため、毎年調査を実施しています。

表 35 騒音等の測定状況

項 目	調 査 対 象	測 定 地 点 数	
		騒 音	振 動
自動車騒音	幹線交通を担う道路 ^(注1)	55	7
鉄道騒音	新幹線	3	3
	在来線(可部線) ^(注2)	1	1
航空機騒音	広島西飛行場	9	0

注1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

注2 在来線は、山陽本線、可部線、芸備線でそれぞれ3年に1度調査をしています。

【基本方針】

近年、様々な産業活動や日常生活の中で多種多様の化学物質が使用され、私たちの生活に利便性を提供していますが、一方、化学物質による影響やその毒性が問題となっています。そのため、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質の環境調査を行い、市内の汚染状況を把握するとともに、必要な規制・指導、監視等の取組を進めます。

化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政で共有しつつ相互に意思疎通を図るというリスクコミュニケーションを推進します。

(1) 工場・事業場の規制・指導

平成12年(2000年)1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイ特法」という。)により、廃棄物焼却炉などダイオキシン類を発生する施設等を特定施設と規定し、施設ごとの排出基準と設置者による自主測定義務など、排出源における対策が定められています。

平成22年度(2010年度)末現在で、本市におけるダイ特法に基づく特定施設を設置する工場・事業場数は47、特定施設は116施設となっています。特定施設のうち大気関係が61施設、水質関係が55施設、また全体の9割を超える105施設が廃棄物焼却炉の関係施設でした。

本市では、ダイ特法に基づき、工場・事業場への立入調査等を行っており、平成22年度(2010年度)は、延べ103件の工場・事業場に指導を行いました。

また、ダイ特法に基づく排出基準の遵守状況を確認するために、廃棄物焼却炉1施設の排出ガス測定を実施しましたが、その結果は排出基準を下回っていました。

(2) P R T R制度による対策の推進

人体に害を及ぼす恐れのある化学物質については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により、環境への排出量等を把握する制度(P R T R(Pollutant Release and Transfer Register)制度)が定められています。

この制度により事業者には、平成13年(2001年)4月から対象となる化学物質の排出量等を把握するとともに、平成14年(2002年)4月から毎年届け出ることが義務付けられました。

平成22年度(2010年度)における本市への届出件数(平成21年度(2009年度)分)は、280件でした。業種別の内訳では、燃料小売業が166件と最も多く、以下、自動車整備業(22件)、輸送用機械器具製造業(12件)、金属製品製造業(10件)となっています。

化学物質の大気など環境中への排出量は1,230トン、廃棄物などに含まれた移動量は231トンで、排出量と移動量の合計は1,462トンでした。業種別の排出量・移動量では、輸送用機械器具製造業が715トン(49%)と最も多く、以下、一般機械器具製造業(240トン)、金属製品製造業(226トン)、出版・印刷・同関連産業(47トン)でした。物質別では、トルエンが513トン(35%)と最も多く、以下、キシレン(509トン)、エチルベンゼン(165トン)、塩化メチレン(119トン)でした。また、排出・移動先別では、大気への排出量が1,212トンと最も多く、全体の83%を占めていました。

また、届け出られた情報については、化学物質に対する理解を深めるため、ホームページ等で市民、事業者提供しています。

(3) 監視体制の充実

環境中の有害化学物質のうち、有害大気汚染物質は大気汚染防止法で、ダイオキシン類はダイ特法で常時監視が義務付けられています。有害化学物質については、市内環境中の状況を把握するために、環境調査を実施しています。

ア 有害大気汚染物質

低濃度であっても長期間の暴露により人の健康に影響を及ぼすおそれの高い有害大気汚染物質として、平成9年(1997年)2月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、平成13年(2001年)4月にジクロロメタンの環境基準が設定されました。

また、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、平成15年(2003年)7月にはアクリロニトリル等4物質、平成18年(2006年)11月にはクロロホルム等3物質、平成22年(2010年)10月にはヒ素及び無機ヒ素化合物について指針値が設定されました。

本市では、これら12物質を含む19の有害大気汚染物質について調査を実施しています。

図 19 環境基準設定物質の年平均値の経年変化

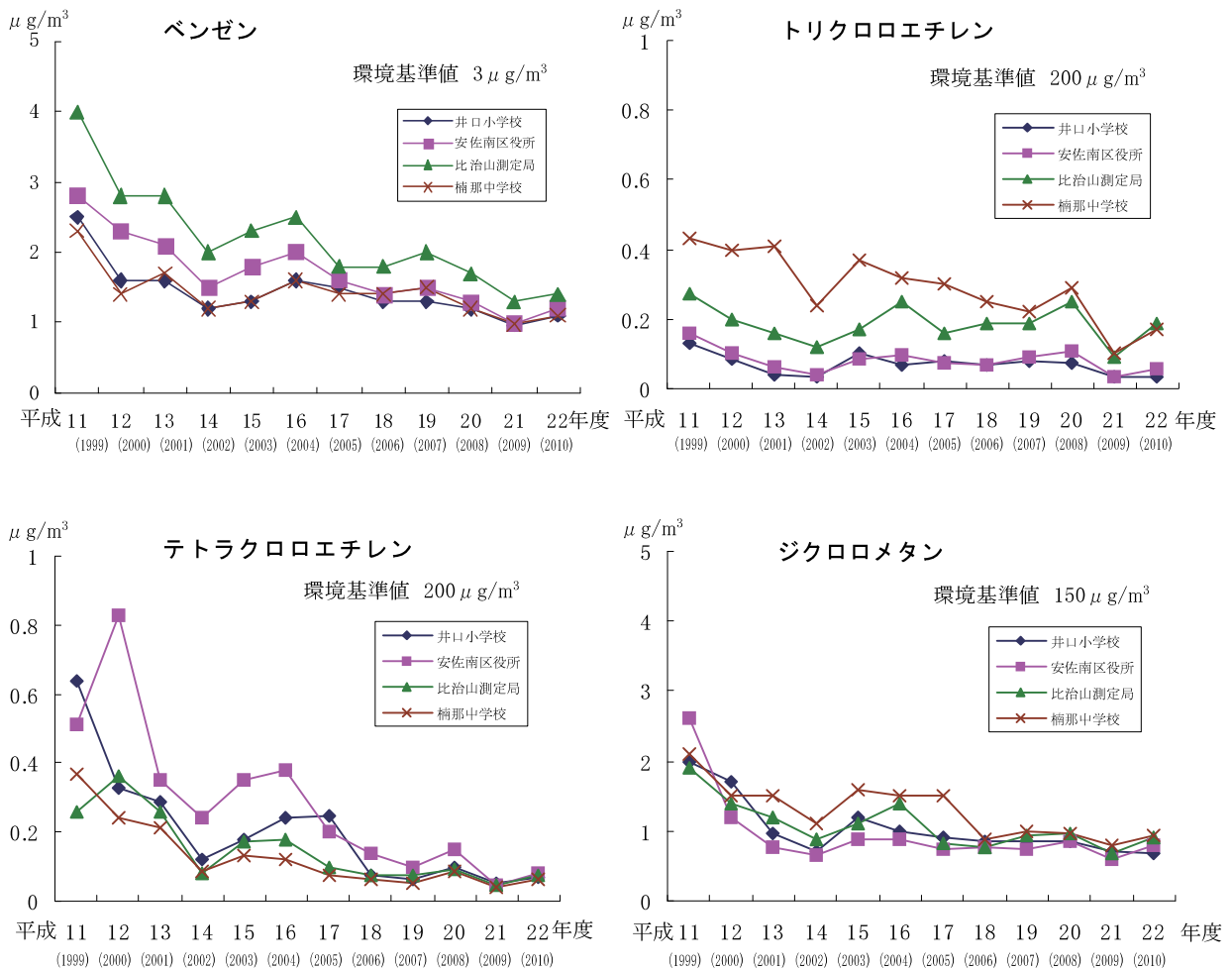
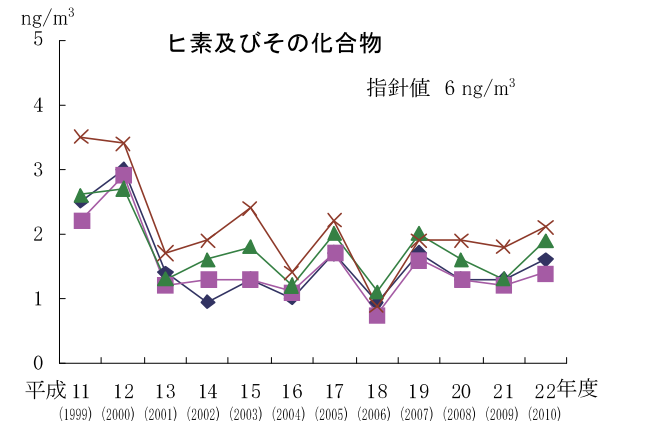
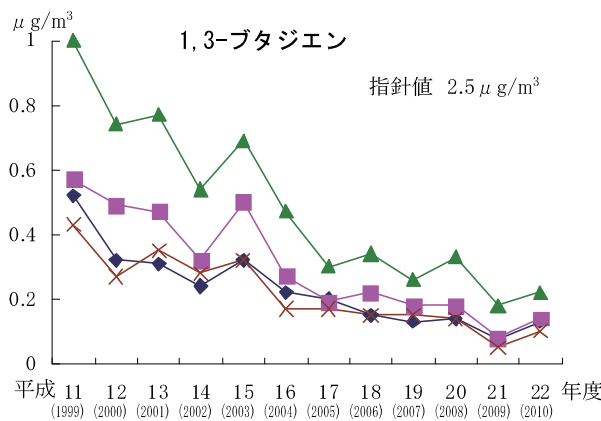
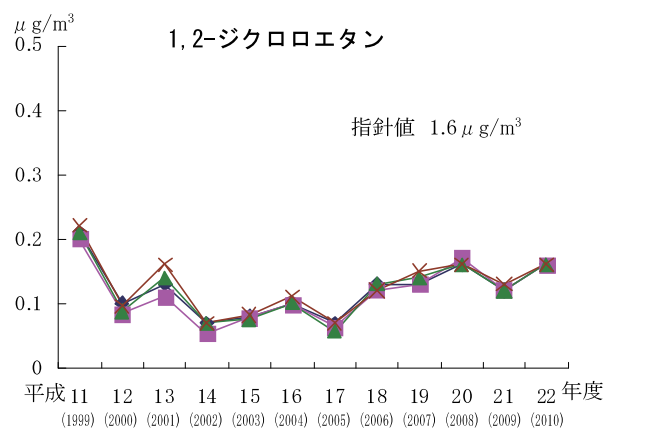
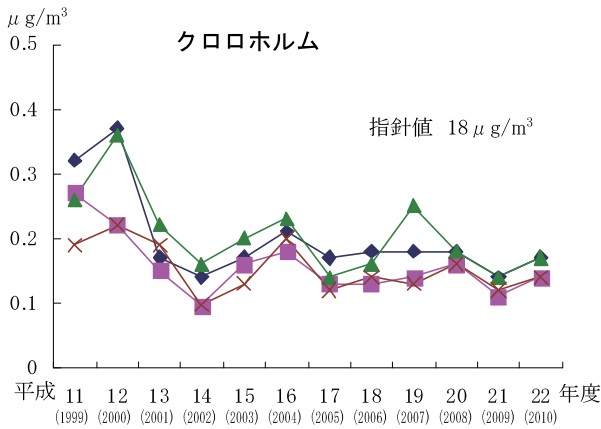
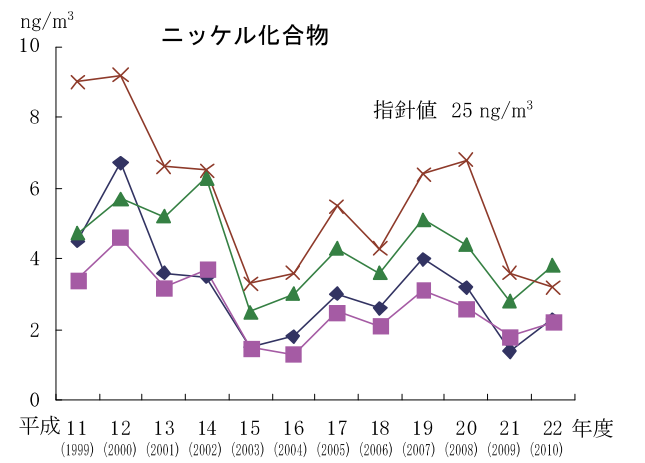
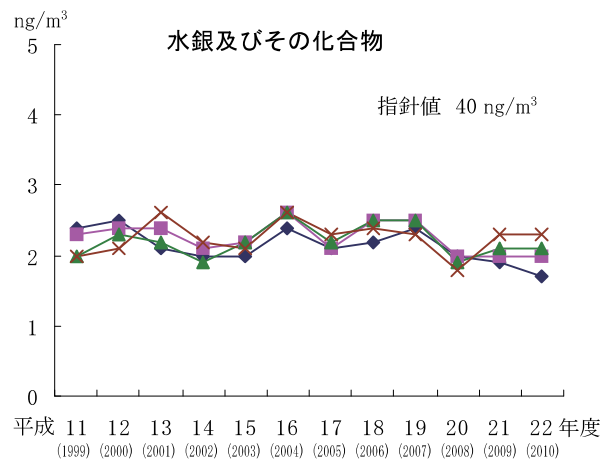
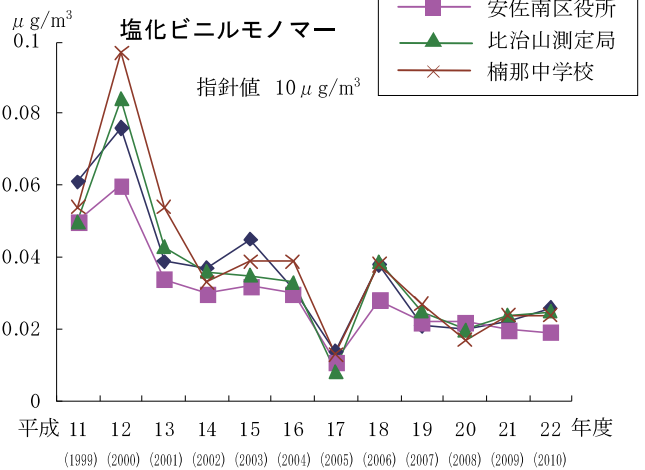
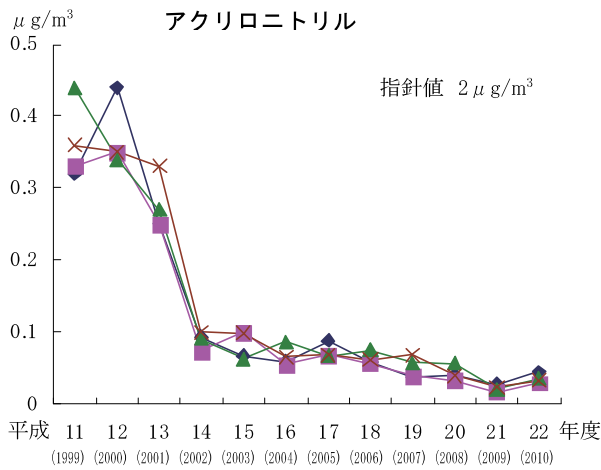


図 20 指針値設定物質の年平均値の経年変化



平成22年度(2010年度)は、市内4地点(一般環境2地点、道路沿道1地点、工業地域周辺1地点)で調査を行った結果、全ての地点でそれぞれ環境基準値と指針値を下回っていました。

なお、環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、平成14年度(2002年度)頃までは各地点とも減少傾向を示しており、その後は概ね横ばいで推移しています。

イ ダイオキシン類

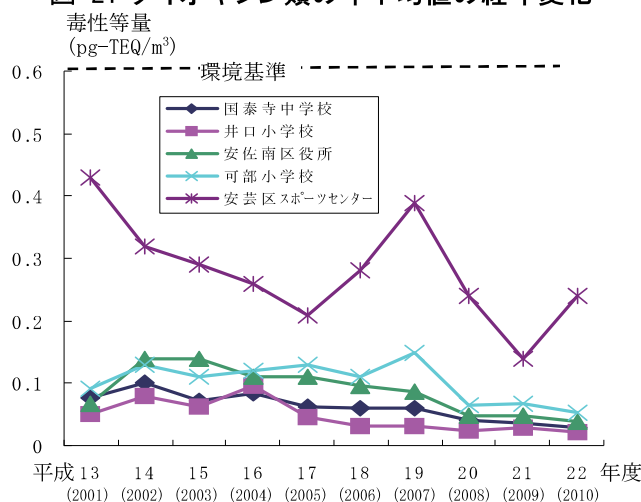
ダイオキシン類の環境基準については、平成12年(2000年)1月にダイ特法の施行により、大気、水質及び土壌について設定され、平成14年(2002年)7月に、底質が追加されました。

図 21 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(7) 大気環境調査

平成22年度(2010年度)は、市内5地点で年4回の調査を実施しました。その結果、5地点での年平均値は0.021~0.24pg-TEQ/m³で、全ての地点で環境基準値(0.6 pg-TEQ/m³)を下回っていました。

調査結果は平成12年度(2000年度)から全ての地点で環境基準に適合しています。



(イ) 公共用水域(河川・海域)・地下水調査

平成22年度(2010年度)は、河川10地点(1地点は国の調査)と海域4地点で、水質については年2回(国の調査は年1回)、底質については年1回の調査を実施し、また市内5地点で地下水の調査を実施しました。その結果、水質の年平均値は河川では0.039~0.25pg-TEQ/L、海域では0.027~0.052pg-TEQ/Lで全ての地点で環境基準値(1pg-TEQ/L)を下回っていました。底質は河川では0.19~0.44pg-TEQ/g、海域では8.0~17pg-TEQ/gで全ての地点で環境基準値(150pg-TEQ/g)を下回っていました。また、地下水は、5地点での調査結果は0.012~0.023pg-TEQ/Lで全ての地点で環境基準値(1pg-TEQ/L)を下回っていました。

本市では、公共用水域(河川・海域)・地下水調査は、平成12年度(2000年度)から実施しており、全て環境基準に適合しています。

(ウ) 土壌調査

平成22年度(2010年度)は、市内5地点で調査を実施しました。その結果、5地点での調査結果は0.031~0.86pg-TEQ/gで全ての地点で環境基準値(1000pg-TEQ/g)を大きく下回っていました。

土壌調査は、平成12年度(2000年度)から平成16年度(2004年度)までに市内117地点で一般環境把握調査を、廃棄物焼却炉周辺80地点で発生源周辺状況調査を実施し、平成18年度(2006年度)からは新たな年次計画に基づく調査を実施しています。調査結果は全ての地点で環境基準に適合しています。

ウ 内分泌かく乱化学物質

内分泌かく乱化学物質については、平成17年(2005年)3月に、環境省によって示された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に基づき、総合的な化学物質対策の中での各種調査・研究が進められることとなりました。

本市では、4-*t*-オクチルフェノール等3物質(内分泌かく乱作用を有すると疑われていた物質のうちで国が実施した試験によりその作用をもつことが推察された物質)と、ポリ塩化ビフェニール類等3物質(過去の調査で検出された物質)について調査を行っています。

平成22年度(2010年度)は、水質の調査を河川9地点と海域4地点で、底質の調査を海域4地点で実施しました。その結果、水質についてはいずれの地点でも検出されませんでした。底質ではノニルフェノール等が、海域の各地点で2～5物質検出されました。

検出された物質は、船底塗料や樹脂・界面活性剤の原料等で、数値はいずれも環境省が平成10～15年度(1998～2003年度)に実施した全国調査での検出範囲内でした。

【基本方針】

市民・事業者・行政の互いの協力により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的、技術的に可能な限り有効に利用し、最終的に利用できないものは、適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を目指します。

(1) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）

ア 環境意識の向上

ごみの減量化を推進するため、公民館等でのリサイクル講座・講習会やごみの減量・リサイクルに関するイベントを開催するとともに、大都市共同による減量化・資源化キャンペーンを実施しています。また、市民1人1日100グラムの減量運動を推進するため、平成22年(2010年)からは町内会や市民グループなどを対象とした「110万人のエコ講座」を開催しています。

イ 環境教育・環境学習の推進

「衣・食・住」もったいない運動のイベント開催、ごみ減らそうデー店頭キャンペーンへの参加、ごみの焼却を行う清掃工場や資源ごみ分別施設の施設見学、学校への出前環境講座等により、ごみ問題についての普及啓発や環境学習機会の充実を図っています。

ウ ライフスタイルの変革への取組

(7) 買い物袋持参運動の実施

平成14年(2002年)11月から毎月1日を「広島市買い物袋持参デー」として、事業者及び消費者の協力を得て、買い物袋持参運動を展開してきました。

平成20年(2008年)4月には安佐南区の一部地域のスーパーマーケット等でレジ袋無料配布中止の取組を開始しました。この取組は、同年10月には安佐南区全域に、平成21年(2009年)2月には安佐北区高陽地区、4月には安佐北区白木地区へと拡大し、同年10月からは、市内全域に拡大してレジ袋無料配布中止の取組を実施しています。

平成22年(2010年)6月からは、「広島市買い物袋持参デー」は「広島市ごみ減らそうデー」に名称を変え、レジ袋無料配布中止の働きかけを続けるとともに、過剰包装の抑制等、更なるごみ減量・リサイクルを推進しています。

(4) ごみ減量優良協力店(あららの店)の認定

包装の簡素化・適正化、買い物袋持参の呼びかけや、再生品の販売、トレー・牛乳パックなどの資源化可能なものを回収し再生に努めるなど、ごみ減量・資源化に取り組んでいる小売店を「あららの店」として認定しています。

認定した店舗には、市民に環境への配慮の取組をPRするため、ステッカーを配付しています。



表 36 ごみ減量優良協力店(あららの店)の登録店舗数

区 分	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
登録店舗数	171店舗	173店舗	174店舗	168店舗	173店舗	184店舗

エ 地域におけるごみ減量等のための活動の推進

地域におけるごみ減量の取組などを推進するため、平成17年(2005年)10月に「広島市地域環境指導員設置要綱」を制定し、特定非営利法人広島市公衆衛生推進協議会の推進員等約4,300人に、指導員の職を依頼しています。

指導員は、地域でごみ減量等の分別指導、意識啓発、研修会等の活動を行っています。

オ 市民、事業者への情報提供

市民や環境NPO、市民ボランティアや事業者が自主的にごみに関する情報を入手し活動に生かせるよう、ごみの排出量やリサイクル量、ごみ減らそうデーの協力事業者や市民団体の取組等を本市のホームページ等に掲載しています。

カ ごみ排出、収集システム等の再構築

(7) ごみ処理体制の整備

ごみの減量化・資源化を図るとともに、将来のごみ排出量に対応できる安定した処理体制を維持するため、清掃工場や埋立地の整備を行っています。

表 37 家庭ごみの処理状況(8種類別)

区 分	処 理 方 法
可燃ごみ	各清掃工場で焼却
その他プラ	中工場で焼却
不燃ごみ	玖谷埋立地で埋立
資源ごみ(びん、缶、紙、布類等)	資源ごみ選別施設で選別し、再生事業者に売払い(ガラスびん〔無色、茶色を除く〕については、容器包装リサイクル法に基づき再生)
ペットボトル、リサイクルプラ	廃プラスチック圧縮梱包施設(民間事業者)で選別し、容器包装リサイクル法に基づき再生
大型ごみ	大型ごみ破砕処理施設で破砕し、再生、焼却、埋立の各処理を実施
有害ごみ(蛍光管、乾電池等)	水銀の回収と併せて再利用を行う処理ができる民間業者に委託

資料：広島市環境局業務部業務第一課

表 38 本市のごみ処理施設の概要

区 分	名 称	所 在 地	稼 動 年 月	施 設 規 模
清掃工場 (焼却施設)	中工場	中区南吉島一丁目	平成16年(2004年)4月	600t/24h
	南工場	南区東雲三丁目	昭和63年(1988年)6月	300t/24h
	安佐南工場 ※1	安佐南区沼田町大字伴	—	—
	安佐北工場	安佐北区可部町大字中島	平成2年(1990年)4月	200t/24h
	佐伯工場	佐伯区五日市町大字石内	昭和55年(1980年)12月 昭和59年(1984年)12月	45t/24h 90t/24h
ごみ埋立地 (最終処分場)	玖谷埋立地	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成2年(1990年)4月	約4,100,000m ³
資源ごみ選 別施設	西部リサイクルプラザ	西区商工センター七丁目	平成9年(1997年)1月	90t/7h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成2年(1990年)4月	50t/7h
廃プラスチック 圧縮梱包施設	㈱ダイヤエコテック広 島廃プラスチック圧縮 梱包施設 ※2	中区江波沖町	平成16年(2004年)4月	75.5/13h
ペットボトル 選別施設	ペットボトル選別施設	西区商工センター七丁目	平成10年(1998年)4月	4.6t/7h
大型ごみ破 砕処理施設	安佐南工場大型ごみ破 砕処理施設	安佐南区沼田町大字伴	平成4年(1992年)4月	100t/5h
植木せん 定枝再生処理 施設	植木せん定枝リサイク ルセンター	安佐北区安佐町大字筒瀬	平成11年(1999年)4月	25t/5h

資料：広島市環境局施設部施設課、業務部業務第一課

(注) ごみ埋立地(最終処分場)の施設規模は、埋立容量です。(玖谷埋立地の施設規模は、約410万m³ですが、埋め立て時には覆土が必要となるため、廃棄物容量は約350万m³になります。)

※1 新しい安佐南工場は、400トン/24Hの施設規模とし、平成25年度からの稼働開始に向けて建設工事を進めています。

※2 廃プラスチック圧縮梱包施設は、民間の施設です。

(イ) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、平成19年(2007年)4月に、広島市廃棄物処理事業審議会に諮問し、計8回の審議を経て、平成20年(2008年)12月に、同審議会から「家庭ごみの有料化は有効かつ必要な施策である」との答申をいただきました。

本市においては、昨今の経済情勢の変化などを総合的に勘案した結果、まずは有料化以外の減量施策によりごみ減量を進めていく方針を決定し、新たな減量施策を盛り込み、平成25年度(2013年度)を目標年度とする「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」を平成21年(2009年度)3月に策定しました。

家庭ごみの有料化については、このプログラムに掲げる取組を実施し、その減量効果を踏まえた上で検討を行うことにしています。

(2) 再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

ア 家庭ごみのリサイクルの推進

(7) 紙ごみのリサイクルの推進

ごみ出しハンドブックやごみゼロ小事典などで、リサイクルできる紙ごみの大きさや種類を市民に周知することにより、可燃ごみに混入しているリサイクル可能な紙ごみの削減を図っています。

(イ) 生ごみの減量化

a 家庭系生ごみリサイクルの研究

本市において焼却処分している家庭系可燃ごみのうち、約4割を占める生ごみの減

量を図るため、平成17年度(2005年度)に設置した「広島市家庭系生ごみリサイクル研究会」において、リサイクル方法の検討を行い、平成20年(2008年)3月に研究報告書を作成しました。

b 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度

生ごみの減量化に対する意識啓発と、家庭から排出される生ごみの資源化・減量化を図るため、平成21年(2009年)6月から市民を対象に家庭用生ごみ処理機等の購入補助を実施しました。

イ 事業ごみのリサイクルの推進

(7) 紙ごみの資源化

a 事業系紙ごみの資源化

平成16年(2004年)4月から、再生可能な紙ごみ(個人情報記載された紙を含みます。)の清掃工場への搬入規制を行い、民間ルートによる事業系紙ごみの資源化を推進しています。

なお、事業系紙ごみについては、本市の資源ごみ選別施設でも受け入れますが、秘密文書は受け入れていません。

表 39 事業系一般廃棄物減量化計画書における紙ごみの資源化量

区 分	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
紙ごみの資源化量	33,197 t	34,451 t	32,505 t	33,202 t	33,153 t	33,223 t

資料：広島市環境局業務部業務第一課

b ミニオフィス町内会の設立支援

近隣オフィスの紙ごみを効率的に回収し、資源としてリサイクルする民間システム「ミニオフィス町内会」の紹介を事業所に行っています。

平成22年度(2010年度)末現在で、3地区のミニオフィス町内会が紙ごみの回収を行っています。

表 40 ミニオフィス町内会方式による紙ごみ回収量

区 分	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
紙ごみ回収量	194 t	233 t	241 t	170 t	152 t	119 t

資料：広島市環境局業務部業務第一課

c 秘密文書のリサイクル

オフィスの紙ごみの中でかなりの量を占めている上質コンピュータ用紙は、古紙の中でも特に資源価値が高いものの、秘密文書が多く、本市では、他見を避けながら秘密文書をトイレットペーパーに再生する「秘密文書リサイクルシステム」を構築し、平成8年度(1996年度)からは民間事業者等にもこのシステムへの参加を働きかけています。



表 41 秘密文書回収量及び再生品納入量

区 分	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
秘密文書回収量	1,098 t	1,070 t	1,028 t	1,038 t	1,014 t	1,021 t
再生品納入量	63 万個	63 万個	63 万個	64 万個	65 万個	68 万個
参加民間事業者数	176 事業所	190 事業所	239 事業所	268 事業所	282 事業所	335 事業所

資料：広島市環境局業務部業務第一課

(イ) 大規模事業所への訪問指導等

平成5年度(1993年度)から、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物、特に紙ごみについての、発生抑制及びその適正な分別、保管、再生などの処理について個別に助言、指導を行っています。

また、事業者の減量・リサイクルの取組を支援するため、リサイクルガイドライン及び事例集を作成・配布しています。

[対象事業者](平成22年度(2010年度))

・延べ床面積が2,500㎡以上の建築物の所有者等(用途指定有)	554 棟
・店舗面積が500㎡を超える小売店舗の所有者等	174 棟
・1棟内に従業員数200人以上の事業所が存する建築物の所有者等	46 棟
	計 774 棟

ウ 熱回収(サーマルリサイクル)の推進

清掃工場でのごみ焼却余熱を、発電、給湯・冷暖房及び近隣施設への温水供給に利用しています。

表 42 清掃工場でのサーマルリサイクルの状況

区 分	内 容		
	発 電	給湯・冷暖房	温水供給
中 工 場	15,200kW	場内、中環境事業所	温水プール・老人いこいの家
南 工 場	1,400kW	場内、南環境事業所	温水プール
安佐南工場※	500kW	場内	—
安佐北工場	1,100kW	場内	—
佐伯工場	—	場内	—

※ 安佐南工場は、平成20年(2008年)3月末で廃止し、400トン/24Hの施設に(平成25年(2013年)稼動予定)建替中です。

エ 焼却残渣のリサイクルの推進

安佐北工場の焼却灰をセメント原料として利用するとともに、中工場の焼却灰を溶融処理した溶融スラグを、コンクリートブロック等の骨材としての再生利用を推進しています。

オ 産業廃棄物排出事業者への指導

(7) 多量排出事業者への指導

多量排出事業者(年間500トン以上を排出する者)に対しては、産業廃棄物の減量化やリサイクルについて努力目標を設定した処理計画書及び実施状況報告書の提出を求め、より一層の減量化を図るよう指導するとともに、必要に応じて、排出現場への立入指導、社内研修会への講師派遣などにより、適正処理の指導や産業廃棄物管理票制度の周知徹底を図っています。

(4) 最終処分量削減のための取組

最終処分されている産業廃棄物のうち、特にリサイクル技術が進展している汚泥などについて、一層のリサイクルの推進を図ります。

このため、平成18年度(2006年度)からリサイクル推進会議を設置し、排出事業者、処理業者、行政が連携して取り組んでいます。

カ 建設副産物のリサイクルの推進

本市が発注する建設工事については、建設副産物(建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材及び建設汚泥など)の再資源化に努めています。

また、工事で使用する資材は、品質及び環境安全性の確保並びに総合的なコストに留意しながら可能な限り再生資材を使用するよう努めています。

なお、市内の公共工事から発生する建設汚泥については、排出事業者による再生利用を促進するため「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」を定め、平成20年度(2008年度)から運用しています。

キ 再使用(リユース)の促進

(7) 大型ごみなどのリユースの促進

西部リサイクルプラザにおいて、不用品情報のインターネット等での提供や大型ごみとして出された家具や放置自転車の補修再生後の販売などにより不用品の活用を図っています。

また、リサイクル意識の高揚を図ることにより、ごみの減量化、再資源化を促進するため、毎年10月の最終日曜日に実施している「市民リサイクルデー」においても、市民によるリサイクルマーケットや、再生家具、再生自転車、不要になった衣類の販売等を行っています。

[平成22年度(2010年度)の市民リサイクルデーの概要]

実施日：平成22年10月24日(日)

実施場所：西部リサイクルプラザ

参加者：1,374人

(4) 建築資材のリユースの促進

循環型社会の実現に向け、木造建築の解体時に発生する解体木材について、リユース（木材としての再利用）の促進を図っています。

平成20年(2008年)12月に、産学官で構成する「広島市建築資材リユース推進協議会」を設立し、以降、木造住宅の精密解体モデル実験、解体木材の強度試験を実施するとともに、再利用に関する市民等の意識を把握するため、回収資材の展示会及びアンケート等、調査・分析を行いました。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設の適正管理等

(7) 搬入規制物の排除

・紙ごみの資源化

→第2章第2節5(2)イ 事業ごみのリサイクルの推進 (75ページ)

(4) 災害等に対応できる処理能力の確保

減量してもなお残るごみを衛生的に処理できるよう、ごみ排出量の推移等を見極めながら焼却工場の整備に取り組んでいます。

また、玖谷埋立地の拡張整備と恵下埋立地（仮称）の整備計画を進めるとともに、今後の最終処分量の推移を勘案しながら、最終処分場の安定的な確保に取り組んでいます。

(4) 環境に配慮した処理施設の整備

安佐南工場の建替えや玖谷埋立地の拡張整備など、ごみ処理施設の整備にあたっては、地域住民との対話を十分図るとともに、環境の保全について適正な配慮を行うため環境影響評価を行っています。

イ 産業廃棄物の処理施設の整備

(7) 民間処理施設

廃棄物の不法投棄など不適正処理事案の発生を未然に防止し、市民の生活環境の保全を図るため、産業廃棄物の民間処理施設の適正な整備を促進しています。

施設設置にあたっては、本市の定めた指導要綱・要領に基づき、周辺的生活環境に配慮した施設・設備の整備や操業、周辺住民の理解を得る努力などについて指導しています。

(4) 公共関与処分場

広島県が管理型廃棄物の最終処分場として整備中の出島処分場については、その整備にあたり、周辺的生活環境の保全を図るため、事業計画どおりの工事施工や環境監視がなされるよう、また、地域住民の理解を得て事業を進めるよう、広島県を指導しています。

ウ 産業廃棄物排出事業者等への指導・監督

(7) 排出事業者への指導

排出事業者については、産業廃棄物適正処理講習会の開催、社内研修会への講師派遣などを通じ、関係法令の周知徹底、社内の廃棄物管理体制の整備、産業廃棄物管理票制度の適正な運用などを指導しています。

(イ) 処理業者への指導等

処理業者については、定期的及び随時に立入を行い、施設の維持管理状況の検査や適正な操業等について指導しています。

また、処理施設設置にあたっては、周辺環境の保全を図るため、事前協議制度を導入しており、周辺環境に配慮した施設・設備の整備や操業、周辺住民の理解を得る努力などについて指導しています。

さらには、最終処分場については、年1回の水質等の検査を、焼却施設については、概ね3年に1回を目安として排ガス中のダイオキシン類等の濃度測定を実施し、不適正な場合には、施設の使用停止処分や改善命令を行うなどして適正な施設管理の維持と生活環境の保全の確保に努めています。

(ウ) 優良事業者の育成

排出事業者や処理業者に対して、エコアクション 21 や I S O 14001 の認証取得を指導するとともに、処理業者の優良性に係る評価制度の運用促進などにより、優良事業者の育成に努めています。

(エ) 自動車リサイクル法に基づく指導

使用済自動車の適正な引取りやフロン回収、再資源化基準に沿った解体等が行われるよう自動車リサイクル法の登録・許可業者に対して指導を行っています。

・フロンの回収・破壊 →第2章第4節2 オゾン層の保護 (100 ページ)

(オ) P C B (ポリ塩化ビフェニル廃棄物) の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (以下「P C B 特別措置法」という。) が平成13年(2001年)に制定され、P C B 廃棄物を保管している事業者は平成28年(2016年)までに全てのP C B 廃棄物の処理を終えることが義務付けられています。

P C B 保管事業者については、P C B 特別措置法に基づき、保管状況等の届け出を指導するとともに、必要に応じて立入検査を実施しています。

また、自社処理施設を建設した事業者については、定期的な立入検査を実施して安全かつ適正に運営管理されていることを確認しています。

(カ) 廃石綿等の適正処理の推進

廃石綿等 (アスベスト) の排出事業者に対しては、処理計画書の事前提出や現場への立入を通じ、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、マニフェストの発行や処理報告書の提出の徹底などを図っています。

表 43 立入指導等の状況

平成 22 年度 (2010 年度)

区 分	事業者立入指導	処理業者立入指導	苦 情
件 数	58	536	75

資料：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課